

改正 平成 21 年 4 月 1 日
令和元年 11 月 1 日

平成 22 年 11 月 1 日

1 趣旨

この基準は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号。以下「法」という。）にもとづく生産緑地地区および特定生産緑地の指定について、青梅市域の良好な都市環境の形成に資するため、青梅都市計画生産緑地地区指定方針に即して必要な事項を定めるものとする。

2 生産緑地地区の指定要件

生産緑地地区に指定できる農地等は、市街化区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定による市街化区域をいう。）内にある農地等で次に掲げる要件に該当する一団のものの区域とする。

- (1) 公害や災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している農地等であること。
- (2) 面積が 300 平方メートル以上の規模の区域であること。
- (3) 現に農林業の用に供され、また、相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること。
- (4) 法第 3 条第 4 項に規定する農地等利害関係人が同意していること。
- (5) 非常災害時の避難場所等として使用するための協力が得られること。

3 指定しない農地等

前項の規定にかかわらず、生産緑地地区に指定しない農地等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 他の土地利用との調整を図るため、都市計画により商業地域に指定された区域内にあるもの。
- (2) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項第 7 号または同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用の届出が行われて

いるもの（法第8条において許容される施設に転用される場合および届出後の状況の変化により、現に、農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認されるものを除く。）

(3) 都市計画法第59条の規定による事業の認可または承認が行われている区域内にあるもの

(4) 事業を施行中の都市計画施設の区域内にあるもの

(5) 過去に生産緑地地区の指定を受けた農地等であって、法第10条の規定にもとづく買取りの申出がされ、法第14条の規定により行為の制限が解除されたもの（解除後の状況の変化により、現に、農林業の用に供されている土地で、将来的にも営農等が継続されることが確認されるものを除く。）

(6) その他青梅市の土地利用計画との整合または公共施設の整備を図る上で著しい支障のある区域内にあるもの

4 特定生産緑地の指定要件

特定生産緑地に指定する農地等は、生産緑地地区内にあり、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 適正に肥培管理された農地等であり、相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること。

(2) 都市計画法第59条の規定による事業の認可または承認が行われている区域内にあるものでないこと。

(3) 法第10条第1項において規定する申出基準日または法第10条の3第2項において規定する指定期限日がおおむね2年以内に到来することとなる農地等であること。

(4) 指定または期限の延長について、当該農地等にかかる法第3条第4項に規定する農地等利害関係人が同意していること。

(5) 一筆の土地について、現に決定している生産緑地または特定生産緑地の位置および規模と一致し、登記簿に記載されている面積であること。ただし、青梅市長（以下「市長」という。）がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

5 指定手続

(1) 市長は、生産緑地地区の指定および指定変更の手続を行うに

当たっては、当該地区の土地利用の動向等を勘案し、指定を希望する農地等の所有者に対し、別に定める期日までに必要書類の提出を求め、当該提出書類の内容を審査の上、適当と認めるときは、青梅市都市計画審議会に諮って生産緑地地区の都市計画を定める。

(2) 市長は、特定生産緑地の指定（期限の延長も含む。）の手続を行うに当たっては、指定を希望する農地等の所有者に対し別に定める期日までに必要書類の提出を求め、当該提出書類の内容を審査の上、適当と認めるときは、青梅市都市計画審議会の意見を聴いた上で、当該特定生産緑地の指定を公示する。

6 その他

この基準に定めのない事項は、市長が別に定める。

7 実施時期

この基準は、平成4年2月3日から実施する。

8 経過措置

(1) この基準の一部改正は、平成21年4月1日から実施する

(2) この基準の一部改正は、平成22年11月1日から実施する。

(3) この基準の一部改正は、令和元年11月1日から実施する。